

第6章 その他

(本件施設等の修理等に要する経費)

第68条 乙は、甲の責に帰すべき事由により本件施設等の修理、改良等を行う場合、乙は修理、改良内容及び費用等について甲と事前に協議した上で行き、これらに要した経費を経費の明細を添付の上、甲に請求することができ、甲は当該請求に基づき支払うものとする。ただし、人命に係わる場合や設備事故回避など緊急時の場合は甲と事前に協議することなく本件施設等の修理を実施することができる。

(法令変更等)

第69条 本契約の期間中に法令変更が行われた場合又は乙の責に帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、本件施設等について、本契約、業務要求水準書、民間事業者提案、維持管理・運営仕様書及び維持管理要領書に従った維持管理及び運営を行うことができなくなったときは、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

- 2 甲は、前項の規定による報告に基づき、契約の変更、その他これに対応するための措置並びに増加費用の負担及びその支払方法について、速やかに乙と協議するものとする。
- 3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に（法令変更にあつては、公布の日から60日を経過する日又は施行の日のいずれか遅い方の日まで）前項の規定による協議が整わない場合は、別紙5に記載する負担割合によるものとする。ただし、第62条第1項の規定により本契約を解除する場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合は、サービス購入料の改定により賄うものとし、詳細は甲と乙が協議して決める。

(不可抗力)

第70条 甲又は乙は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったときは、直ちにその旨を相手方に通知し、相手方に生じる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 運営期間中に、不可抗力により甲若しくは乙が本契約の履行ができなくなった場合又は事業場所若しくは本件施設等に重大な損害を生じた場合は、甲及び乙は、本契約の変更並びに増加費用の負担及びその支払方法について協議を行うものとする。

3 第1項に規定する事由が発生した日の翌日から起算して60日以内に前項の規定による協議が整わない場合は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。ただし、第62条第1項の規定により本契約を解除する場合は、この限りでない。

4 前2項の規定に基づいて甲に増加費用の負担が生じた場合は、サービス購入料の改定により賄うものとし、詳細は甲と乙が協議して決める。

(乙の解散)

第71条 乙は、運営期間の最終日（本契約が中途解約により終了した場合は、その終了日）から365日を経過する日まで解散することはできない。ただし、甲が事前に承諾した場合、又は甲が承諾した第三者が、乙が第58条第2項（契約終了後の修繕）により負う

責任を引受けた場合はこの限りでない。

(保険)

第 72 条 乙は、別紙 7 に掲げる保険契約を、別紙 7 に指定する期日までに締結し、又は保険契約者として記載された者に締結させ、その期日以降、別紙 7 (1) 本件施設の整備に係わる保険については、本件施設等の引渡がなされる時まで、別紙 7 (2) 維持管理・運營業務に係わる保険については、本契約が終了する日まで維持するものとする。

2 第 1 項の保険契約に係る保険金の請求事務は、乙が行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

(公租公課の負担)

第 73 条 本契約及び本事業の実施に関連して生じる公租公課は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 74 条 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を乙の株主、本契約に関するコンサルタント、相手方の代理人若しくは融資機関以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

(著作権等)

第 75 条 本件施設等の内容の公表は、甲乙間の協議に基づいて行われるものとする。

2 乙は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の許諾を得た場合はこの限りではない。

(1) 本件施設等の内容を公表すること。

(2) 本件施設等に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害防止)

第 76 条 乙は、本件施設が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを、甲に対して保証するものとする。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、本契約に従い乙から引渡しを受けた設計図書を本件施設の建設、運営及び維持管理のために、無償で自由に使用（複製、領布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないことを保証し、そのために必要な措置をとらなくてはならない。

(工業所有権)

第 77 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 7 章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第 78 条 本契約に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本契約書に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本契約書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

4 本契約書における期間の定めについては、本契約書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めるところによる。

(通貨及び端数処理)

第 79 条 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

2 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定するものとし、当該単位の満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

(解釈)

第 80 条 甲が本契約の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき設計、建設、運営、維持管理等の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 81 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

2 本契約に関連する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服するものとする。

(疑義についての協議)

第 82 条 契約書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

別紙2 事業場所に関する使用貸借契約書

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）を実施するために、埼玉県加須市（以下「甲」という。）は、[事業者の名称が入ります]（以下「乙」という。）と次のとおり土地の使用貸借について契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において用いられている用語で本契約において別段の定義のないものは、それらの用語について甲と乙が平成 [] 年 [] 月 [] 日付で締結した「加須市大越処理区農業集落排水事業契約」（以下「事業契約」という。）において定められた意味を有するものとする。

（土地使用貸借）

第2条 甲は、甲が所有する、本契約書別紙に示す土地（以下「本件土地」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条第2項の規定により、無償で乙に貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。

2 甲は、本件土地を業務要求水準書に示した状況にて乙に引き渡すものとする。

3 本件土地の使用貸借の期間は、本契約締結日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までとする。

4 本契約に基づく使用貸借は、本事業の実施のための本件施設の建設を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ本件土地を使用するものとする。

（使用貸借の終了）

第3条 平成 [] 年 [] 月 [] 日 [使用貸借期間の終了日が入ります。] までに、何らかの理由により事業契約の全部が終了した場合には、本契約に基づく使用貸借も終了するものとする。

2 事業契約の終了により使用貸借が終了した場合、乙は、甲に対して、事業契約の終了事由に応じて事業契約に規定される状態にて、本件土地を明け渡すものとする。

3 前項の定めにかかわらず、物品の撤去等のために必要な場合、甲は、乙に対し、本件土地の引き渡しにかかる物品の撤去等の終了まで猶予するものとする。

（使用上の制限）

第4条 乙は、本件土地が市有財産であることに常に配慮し、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持保全しなければならない。

2 乙は、事業契約によるもののほか、本件土地について甲の承諾を得ないで現状を変更し、又は本件土地上に本件施設以外の建物その他を新築し、若しくは増改築してはならない。

(甲の本件土地の使用)

第5条 乙は、甲が乙に本件土地を引き渡した後も、甲が本件土地を使用することを認める。

(滅失又は毀損の通知義務)

第6条 乙は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により、本件土地を毀損した場合においては、乙の負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

(必要費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他本件土地の使用に伴い発生する費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。ただし、別途事業契約で費用負担について定めのあるものについてはこの限りではない。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

別紙3 全体工事工程表

[民間事業者提案をもとに作成します。]

別紙 4 不可抗力による増加費用等の負担割合

1. 建設期間

建設期間中に不可抗力が生じた場合、増加費用額が同期間中の累計で、建設委託料相当額（金●円）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を超えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

2. 運営期間

運営期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設等につき、増加費用額が一事業年度につき累計で、年間のサービス購入料相当分（ただし、第 56 条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第 57 条による減額を考慮しない金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を超えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

別紙5 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

- ① 本事業に直接関係する法令変更
- ② 消費税に関する法令変更
- ③ 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙6 保証書

保証書

(保証)

第1条 [] (以下「保証人」という。)は、埼玉県加須市(以下「市」という。)と[] (以下「事業者」という。)が平成●年●月●日付けで締結した加須市大越処理区農業集落排水事業事業契約(以下「事業契約」という。)に基づいて事業者が市に対して負う下記の債務(以下「主債務」という。)について、事業契約第58条第2項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、事業契約における定義に従うものとする。

記

事業契約第58条第1項に基づいて事業者が市に対して負う本件施設等のうち事業者が定期修繕として全面的な更新を行った機械設備及び電気設備に関する全面的な修繕又は更新に要する費用相当額の損害賠償義務及び補修義務

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の事業契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、市は、遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛に書面によりその旨を通知しなければならない。

(保証契約の解約・終了)

第4条 保証人は、本保証契約を解約することができない。事業契約に従い第三者に本件事業が承継されたときは、市は、本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第5条 本保証契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成●年●月●日

市：

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

別紙 7 保険

(1) 本施設の整備に係る保険

① 建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 本件施設の建設工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間 : 上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は乙から建設業務を請負った者(以下「建設企業」という。)とする。

被保険者 : 乙及び建設企業並びにこれらの下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。）を含むものとする。

保険金額 : 本件施設の建設工事費等（消費税を含む。）とする。

② 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 工事遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲 : 本事業の対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間 : 上記工事の着工の日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は建設企業とする。

被保険者 : 乙及び建設企業並びにこれらの下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。）を含むものとする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

(2) 維持管理・運營業務に係る保険

① 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 本件施設等の使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の対象となるすべての施設を対象とする。

保険期間 : 維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は乙から維持管理業務を請け負った者(以下「維持管理者」という。)とする。

被保険者 : 甲、乙及び維持管理者並びに乙及び維持管理者の下請負者を含むものとする。

保険金額 : 対人 1 億円 / 1 名、10 億円 / 1 事故以上、対物 1 億円 / 1 事故以上とする。

② 火災保険

保険内容 : 維持管理・運営期間中に発生した本件施設等の損害を担保する。

- 担保範囲 : 本件施設のうち建築部分を対象とする。
- 保険期間 : 維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。
- 保険契約者 : 乙又は維持管理者とする。
- 被保険者 : 甲とする。
- 保険金額 : 本件施設のうち建築部分の建設工事費等（消費税を含む。）とする。